

- 【No.1】法人税の確定申告書には、次の書類を添付していますか。
- (1) 外国法人の貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
 - (2) 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
 - (3) 勘定科目内訳明細書（国内源泉所得に係る所得金額の計算に係る部分に限ります。）
 - (4) 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
 - (5) 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
 - (6) 国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの書類に係る勘定科目内訳明細書
 - (7) 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。なお、税務署所管法人用の法人事業概況説明書とは異なります。）
 - (8) 国際運輸業所得に係る国内において行う業務につき生ずべき所得の額及びその計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した明細書（恒久的施設を有する外国法人が国際運輸業所得を有する場合）
 - (9) 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合）（租特透明化法第3条）

【No.9】外国法人の資本金の額等の換算レートは、当事業年度終了の日の電信売買相場の仲値を適用していますか。

【No.4】「恒久的施設の有無及びその種類」の欄の記載漏れはありませんか。

【No.4】外国法人用の「別表一の二」を使用していますか。

【No.5】恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額を計算していますか。
また、欠損金についても、同様に区分してそれぞれの所得金額から控除していますか。

【No.6】9欄又は19欄は、100円未満の額を切り捨てていませんか（1円単位まで記載します。）。

【No.7】27欄及び39欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.8】地方法人税額の計算につき、別表一の二次葉の62欄及び63欄により計算していますか。

【No.8】37欄の金額は、別表六の二の47欄の金額と一致していますか。

恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1	十億	百万	千	円	その他の国内源泉所得	所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の②)	12
	法人税額 (45) + (46)	2						法人税額 (54) + (55)	13
	法人税額の特別控除額 (別表六「六」5)	3						法人税額の特別控除額 (別表六「六」5)	14
	差引法人税額 (2) - (3)	4						差引法人税額 (13) - (14)	15
	リース特別控除取戻税額等	5						リース特別控除取戻税額等	16
	法人税額計 (4) + (5)	6						法人税額計 (15) + (16)	17
	分配時調整外国税 和当額の控除額 (別表六「五」7)	7						控除税額 (17) - (18)	18
	控除税額 (6) - (7) + (8)のうち ない金額	8						差引所得に対する法人税額 (17) - (18)	19
	差引所得に対する法人税額 (6) - (7) - (8)	9						欠損金等の当期控除額 (別表七「四」11)	20
	欠損金等の当期控除額 (別表七「四」11)	10						差引所得に対する法人税額 (17) - (18)	21
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	11						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	22
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	12						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	23
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	13						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	24
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	14						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	25
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	15						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	26
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	16						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	27
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	17						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	28
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	18						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	29
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	19						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	30
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	20						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	31
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	21						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	32
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	22						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	33
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	23						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	34
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	24						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	35
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	25						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	36
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	26						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	37
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	27						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	38
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	28						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	39
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	29						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	40
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	30						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	41
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	31						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	42
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	32						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	43
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	33						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	44
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	34						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	45
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	35						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	46
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	36						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	47
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	37						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	48
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	38						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	49
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	39						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	50
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	40						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	51
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	41						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	52
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	42						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	53
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	43						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	54
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	44						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	55
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	45						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	56
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	46						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	57
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	47						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	58
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	48						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	59
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	49						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	60
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	50						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	61
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	51						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	62
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	52						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	63
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	53						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	64
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	54						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	65
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	55						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	66
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	56						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	67
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	57						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	68
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	58						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	69
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	59						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	70
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	60						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	71
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	61						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	72
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	62						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	73
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	63						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	74
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	64						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	75
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	65						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	76
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	66						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	77
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	67						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	78
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	68						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	79
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	69						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	80
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	70						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	81
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	71						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	82
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	72						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	83
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	73						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	84
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	74						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	85
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	75						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	86
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	76						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	87
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	77						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	88
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	78						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	89
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	79						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	90
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	80						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	91
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	81						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	92
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	82						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	93
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	83						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	94
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	84						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	95
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	85						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	96
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	86						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	97
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	87						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	98
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	88						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	99
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	89						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	100
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	90						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	101
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	91						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	102
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	92						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	103
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	93						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	104
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	94						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	105
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	95						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	106
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	96						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	107
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	97						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	108
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	98						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	109
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	99						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	110
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	100						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	111
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	101						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	112
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	102						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	113
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	103						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	114
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	104						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	115
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	105						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	116
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	106						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	117
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	107						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	118
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	108						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	119
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	109						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	120
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	110						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	121
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	111						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	122
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	112						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	123
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	113						繰越欠損金等 (別表七「四」12)	124
	繰越欠損金等 (別表七「四」12)	114							

		事業年度等		：		：		法人名				別表 一の二次 業 令六・四・一 以後終了事業 年度等分
法人税額の計算												
恒久的施設 帰属所得に係る 所得の金額に係る 法人税額の計算等	法人 税額 の 計 算	(1)のうち中小法人等の 年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少 ない金額)	43	000	その 他の 国内 源泉 所得 に係る 法人 税額 の 計 算	(12)のうち中小法人等の 年800万円相当額以下の金額 ((12)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち 少ない金額)	52	000				
		その他の所得金額 (1)-(43)	44	000		その他の所得金額 (12)-(52)	53	000				
		(43)の15%又は19%相当額	45			(52)の15%又は19%相当額	54					
		(44)の23.2%相当額	46			(53)の23.2%相当額	55					
		【No.10】当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の外国法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている外国法人等である場合、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。 また、適用除外事業者該当する場合、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率（15%）を適用していませんか。										
計 算	法人税額から控除した金額 (8)	50		計 算	その他の国内源泉所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (56)-(57)	58						
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (49)-(50)	51									
この申告が修正申告である場合												
この申告前の法人税額		59		この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 ((28)-(59))若しくは((28)+(60))		61	00					
【No.8】地方法人税額の計算につき、62欄及び63欄により計算していますか。												
地方法人税額の計算												
課税標準法人税額 (34)		62	000	(62)の10.3%相当額		63						
この申告が修正申告である場合の計算												
この申告前の確定地方法人税額		64		この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額		66						
この申告前の中間還付額		65		この申告により納付すべき地方法人税額 ((40)-(64))若しくは((40)+(65)+(66))又は(((65)-(41))+((66)-(41の 外書)))		67	00					

【No.58】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

所得の金額の計算に関する明細書

御注意

「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、

こととなります。

区 分		総
期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額		1
加	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3
	損金経理をした納税充当金	4
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)	5
	減価償却の償却超過額	6
	役員給与の損金不算入額	7
	交際費等の損金不算入額	8
	通算法人に係る加算額	9
	小 計	10
	減価償却超過額の当期認容額	11
減	納税充当金から支出した事業税等の金額	12
	受取配当等の益金不算入額	13
	(別表八(一)「5」)	14
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	15
	(別表八(二)「26」)	16
	受贈益の益金不算入額	17
	適格現物分配に係る益金不算入額	18
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	19
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	20
	通算法人に係る減算額	21
算	小 計	22
	仮 計	23
(1) + (11) - (22)		24
額		25
△		26
△		27
△		28
△		29
△		30
△		31
△		32
△		33
△		34
△		35
△		36
△		37
△		38
△		39
△		40
△		41
△		42
△		43
△		44
△		45
△		46
△		47
△		48
△		49
△		50
△		51
△		52

【No.14】別表五(二)の5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.16】別表五(二)の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を加算していますか。

【No.46】損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。

【No.47】損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を加算していますか。

【No.16】別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を13欄等で減算していますか。

【No.15】別表五(二)の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを18欄又は19欄で減算していますか。

別表四
令六・四・一以後終了事業年度分

【No.12】前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。

【No.17】別表五(二)の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を減算していますか。

合 計		34
(26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) + (33)		35
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額		36
(別表九(一)「13」)		37
特定目的会社等の支配配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額		38
(別表上(八)「13」、別表上(九)「11」又は別表上(一)「16」若しくは「33」)		39
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額		40
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額		41
差 引		42
(34)から(38)までの計		43
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額		44
(別表七(三)「9」又は「21」)		45
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額		46
(別表七(二)「5」又は「11」)		47
当 初 配 賦 欠 損 金 控 除 額 の 益 金 算 入 額		48
(別表七(二)付表一「23の計」)		49
差 引		50
(39) + (40) + (41) + (42)		51
欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額		52
(別表七(一)「4の計」) + (別表七(四)「10」)		53
総 計		54
(43) + (44)		55
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額		56
(別表十(三)「43」)		57
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額		58
(別表十二(十三)「10」)		59
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額		60
(別表十二(十三)「43の計」)		61
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額		62
(別表十二(一)「15」、別表十二(一)「10」又は別表十二(一)「14」)		63
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額		64
(別表上(六)「21」～「24」)		65
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額		66
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額		67

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する
明細書

事 業 年 度	:	:	法人名	
---------	---	---	-----	--

別表五(一)

令六・四・一以後終了事業年度分

御注意

この表は、通常の場合には次の式により検算ができます。
期首現在利益積立金額合計[31]① + 別表四留保所得金額又は大損金額[52] - 中間分・確定分の法人税等、道府県民税及び市町村民税の合計額 = 中間分・確定分の通算税効果額の合計額 = 差引翌期首現在利益積立金額合計[31]④

I 利益積立金額の計算に関する明細書					当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額
区 分		期首現在利益積立金額	減	増			① - ② + ③
		①	②	③			④
利 益 準 備 金	1	円	円	円			円
積 立 金	2						
	3						
〇 〇 〇 引 当 金	4						
繰延税金資産（負債）	5						
	6						
	11						
	12						
〇 〇 〇	13						
	14						
	15						
	16						
	17						
	18						
	19						
	20						
	21						
	22						
	23						
	24						
繰越損益金（損は赤）	25						
納 税 充 当 金	26						
未納法人税及び未納地方法人税（附帯税を除く。）	27	△	△		中間 △ 確定 △		△
未払通算税効果額（附帯税の額に係る部分の金額を除く。）	28				中間 確定		
未納道府県民税（均等割を含む。）	29	△	△		中間 △ 確定 △		△
未納市町村民税（均等割を含む。）	30	△	△		中間 △ 確定 △		△
差 引 合 計 額	31						

【No.13】貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産（負債）等の金額は、④欄の金額と一致していますか。

【No.3】期首現在利益積立金額及び期首現在資本金等の額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.59】貸借対照表と別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②⑥欄の金額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している外国法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付（還付）税額を調整した金額と一致していますか。）。

【No.11】別表四と別表五(一)の検算額は、31④欄の金額と一致していますか。
(検算式)
31①欄 + 別表四の 52②欄 + 27、29 及び 30 の③欄の合計額 = 31④欄

II 資本金等の額の計算に関する明細書					当期の増減		差引翌期首現在資本金等の額
区 分		期首現在資本金等の額	減	増			① - ② + ③
		①	②	③			④
資 本 金 又 は 出 資 金	32	円	円	円			円
資 本 準 備 金	33						
	34						
	35						
差 引 合 計 額	36						

所得税額の控除に関する明細書

		事業年度		法人名		別表六(一)	
区分		収入金額		①について課される所得税額		②のうち控除を受ける所得税額	
		①		②		③	
1 公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当		円		円		円	
2 剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)							
【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。							
【No.19】復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、「①について課される所得税額②」及び「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄には、所得税額及び復興特別所得税額を記載していますか。 【No.21】「①について課される所得税額②」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄について、集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額(別表六(五の二)の「1の②」から「4の②」までの各欄に記載された金額並びに10欄、16欄及び23欄に記載された金額)がある場合には、それぞれの金額を控除していますか(分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六(五の二)を作成・添付していますか。) 【No.22】人的役務の提供事業に係る対価につき源泉徴収された所得税額から、人的役務の提供事業に係る給与につき源泉徴収されたとみなされる所得税額を除いていますか。							
合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算							
個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合(10)(小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける所得税額(8)×(11)
		7	8	9	10	11	12
		円					円
銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税				控除を受ける所得税額(14)×(18)
		13	14				19
		円					円
その他に係る控除							
支払者の氏名又は法人名		支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参 考	
				20	21		
			・ ・	円	円		
			・ ・				
			・ ・				
			・ ・				
			・ ・				
			計				

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書				事業年度	:	:	法人名		
法人税額の特別控除額及び調整前法人税額超過額の計算									
当期税額控除可能額 (7の合計)	1		円	当期税額基準額 $((2)-(3)) \times \frac{90}{100}$	4		円		
調整前法人税額 (別表「2」又は別表「2」若しくは「13」)	2			法人税額の特別控除額 ((1)と(4)のうち少ない金額)+(3)	5				
試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額 (別表(十四)「14」+「28」)	3			調整前	【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。				
当期税額控除可能額、調整前法人税額超過構成額及び適用を受ける各特別控除制度				当期税額控除可能額	調整前法人税額超過構成額	法人税額の特別控除額			
				7	8	9			
一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	①	別表六(九)「21」	円	円	別表六(九)「23」			
中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	②	別表六(十)「18」			別表六(十)「20」			
特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	③	別表六(十二)「9」			別表六(十二)「11」			
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	④	別表六(六)付表「1の③」		別表六(六)付表「2の③」	別表六(十五)「21」			
	当期分	⑤	別表六(十五)「14」			別表六(十五)「16」			
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑥	別表六(六)付表「1の⑧」		別表六(六)付表「2の⑧」	別表六(十六)「23」			
	当期分	⑦	別表六(十六)「16」			別表六(十六)「18」			
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑧	別表六(十七)「23」			別表六(十七)「25」			
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑨	別表六(十八)「23」			別表六(十八)「25」			
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑩	別表六(十九)「18」						
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑪	別表六(二十一)「16」						
	当期分	⑫	別表六(二十一)「21」						
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑬	別表六(二十一)「27」						
	当期分	⑭	別表六(二十一)「8」						
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分	⑮	別表六(六)付表「1の⑩」		別表六(六)付表「2の⑩」	別表六(二十一)「17」			
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑯	別表六(六)付表「1の⑪」		別表六(六)付表「2の⑪」	別表六(二十一)「17」			
	当期分	⑰	別表六(六)付表「1の⑫」		別表六(六)付表「2の⑫」	別表六(二十一)「17」			
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑱	別表六(二十四)「43」			別表六(二十四)「45」			
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑲	別表六(二十五)「18」			別表六(二十五)「20」			
情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑳	別表六(二十六)「19」			別表六(二十六)「21」			
		㉑	別表六(二十六)「26」			別表六(二十六)「28」			
		㉒	別表六(二十六)「41」			別表六(二十六)「43」			
産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉓	別表六(六)付表「1の㉑」		別表六(六)付表「2の㉑」	別表六(二十七)「23」			
		㉔	別表六(六)付表「1の㉒」		別表六(六)付表「2の㉒」	別表六(二十七)「33」			
		㉕	別表六(二十七)「16」			別表六(二十七)「18」			
	当期分	㉖	別表六(二十七)「26」			別表六(二十七)「28」			
		㉗	別表六(六)付表「1の㉓」		別表六(六)付表「2の㉓」	別表六(二十八)「29」			
特定復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉘	別表六(二十八)「22」			別表六(二十八)「24」			
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉙	別表六(二十九)「12」			別表六(二十九)「14」			
合 計					(6)	(5)-(3)			

別表六(六)
令六・四・一以後終了事業年度分

【No.23】複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。

特定税額控除規定及び産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書

特定税額控除規定及び産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書

事業年度	:	:	法人名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
------	---	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する
明細書

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否				事 業 年 度	・	・	法 人 名		別表六(九) 令六・四・一以後終了事業年度分		
試 験 研 究 費 の 額 1				円	調 整 前 法 人 税 額					円	
控除額の 対象計算 試験研究 費	同上のうち特別試験研究費以外の額 2			(別表一「2」)	【No.2】当事業年度に適用される 別表を使用していますか。					17	
	(1)のうち一般試験研究費の額に係る 税額控除の対象とする特別試験研究 費の額 3			当 和 8 年 (7) > 4 % の 場 合 (7) - $\frac{4}{100}$ × 0.625							
増減計算 試験研究 費割合	【No.25】1 欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調 整額を加減算した税務上の金額となっていますか。			の 合	(5) > 4 % の 場 合 (5) - $\frac{4}{100}$ × 0.05					18	
	(1) 棚卸資産 (2) 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するもの を除きます。） (3) 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。） また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費と して損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額 等となっていますか。 そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額 がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。										
合算する 8 年 3 月 31 日 以前に試験 開始研	試 験 研 究 費 割 合 9			の 合	(0.1を超える場合は0.1)					19	
	(1) (8)			計							
税 額 控 除 割 合 の 計 算	設立事業年度の場合又は (5) = 0 の場合 10 0.085			算	((16) + (別表六(十三)「9」)) × (0.25 + (((17) と (19) のうち高い割合) 又は (18)))					20	
	(7) > 12%かつ令和 8 年 3 月 31 日以前 に開始する事業年度の場合 $\frac{11.5}{100} + ((7) - \frac{12}{100}) \times 0.375$ 11										
	(10) 及 び (11) 以 外 の 場 合 $\frac{11.5}{100} - (\frac{12}{100} - (7)) \times 0.25$ (0.01 未満の場合は 0.01) 12				当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((15) と (20) のうち少ない金額) 又は (別表 六(九)付表「26」、「29」又は「31」)				21		
	(9) > 10 % の 場 合 の 控 除 割 増 率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1 を超える場合は 0.1) 13				調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の①」)						22
	税 額 控 除 割 合 (((10)、(11)又は(12)) + ((10)、(11) 又は (12))) × (13) (小数点以下 3 位未満切捨て) (0.1 又は 0.14 を超える場合は 0.1 又は 0.14) 14										
税 額 控 除 限 度 額 15				円 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (21) - (22)				23			
(4) × (14)											

中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		:	:	法人名			別表六(十)
試験研究費の額		1	円	中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)		13	令六・四・一以後終了事業年度分
控除対象		同上のうち特別試験研究費以外の額		整前法人税額 別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」		14	
試験研究費割合の計算		平均売上金額 (別表六(十)「10」)		令事業年度8月31日以前に開始する		0.25	
試験研究費割合		$\frac{(1)}{(8)}$		(9) > 10% の場合の特例加算割合 $((9) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)		16	
税額控除割合の計算		割増前税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{12}{100}) \times 0.375$ (0.12未満の場合、設立事業年度の場合又は(5) = 0の場合は0.12)		当期税額基準額 $((14) + (別表六(十三)「9」)) \times ((15), (0.25 + (16)) \text{ 又は } 0.25)$		17	
税額控除割合		(9) > 10% の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)		当期税額控除可能額 ((13) と (17) のうち少ない金額) 又は (別表六(十)付表「23」、「26」又は「28」)		18	
税額控除割合		税額控除割合 (10) + (10) × (11) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)		19	
税額控除割合				法人税額の特別控除額 (18) - (19)		20	

【No.25】 1 欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

- (1) 棚卸資産
- (2) 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。）
- (3) 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。）

また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。

そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No. 2】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表六十一

令六・四・一以後終了事業年度分

比較試験研究費の額の計算			
事業年度	試験研究費の額		
1	2		
	円		
	計		
比較試験研究費の額 (4の計) ÷ (調整対象年度数)			
5			
平均売上金額の計算			
事業年度	売上金額	当期の月数 (6)の事業年度の月数	改定売上金額 (7) × (8)
6	7	8	9
	円		円
売		—	
上		—	
調		—	
整		—	
年		—	
度		—	
		—	
当期			
計			
10			
平均売上金額 (9の計) ÷ (1 + 売上調整年度数)			

【No.26】 申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

また、当事業年度に適用される規定により計算していますか。

【No.28】 調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない事業年度を含めて、5 欄及び 10 欄の計算をしていますか。

【No.29】 合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。

また、分割、現物出資又は現物分配が行われた場合の比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整計算の特例の適用を受ける場合（現物分配の場合は、比較試験研究費の額の調整計算に限ります。）、所定の事項を記載した書類を添付していますか。

【No.27】 申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に
関する明細書

事業年度		法人名	
特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に 関する明細書			
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否			
特 別 試 験 研 究 費 の 額 (14の計)	1	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	7
控 除 対 象 済 特 別 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(九)「3」又は(別表六(十)「3」)	2	【No.2】当事業年度に適用される 別表を使用していますか。	
差 引 対 象 特 別 試 験 研 究 費 の 額 (1) - (2)	3	$((7) + (\text{別表六(十三)「18」}) \times \frac{10}{100})$	
同上のうち税額控除割合が30%である試験 研究に係る特別試験研究費の額 ((3) と (15) のうち少ない金額)	4	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((6) と (8) のうち少ない金額) 又は (別表六 (十二)付表二「13」、「16」又は「18」)	9
(3)のうち税額控除割合が25%である試験 研究に係る特別試験研究費の額 (((3) - (4)) と (16) のうち少ない金額)	5	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の③」)	10
特 別 研 究 税 額 控 除 限 度 額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3) - (4) - (5)) \times \frac{20}{100}$	6	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (9) - (10)	11
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細			
措法第42条の4第7項各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容		特別試験研究費の額
第 1 号	【No.25】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整 額を加減算した税務上の金額となっていますか。		14
第 1 号	(1) 棚卸資産		円
第 1 号	(2) 固定資産 (事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを 除きます。)		
第 1 号	(3) 繰延資産 (試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。)		
第 1 号	また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費とし て損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等 となっていますか。		
第 1 号	そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額が ある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。		
BT			
(14 の 計) の う ち (12) が 第 1 号 である 試 験 研 究 に 係 る 特 別 試 験 研 究 費 の 額	15		
(14 の 計) の う ち (12) が 第 2 号 である 試 験 研 究 に 係 る 特 別 試 験 研 究 費 の 額	16		

別表六十二
令六・四・一以後終了事業年度分

欠損金の損金算入等に関する明細書

事業年度		法人名		別表七(一)	
控除前所得金額 (別表四「43の①」)		損金算入限度額 (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$		円	
事業年度	区分	控除未済欠損金額 3	当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)－当該事業年度の(4)の合計額)のうち少ない金額 4	翌期繰越額 ((3)－(4))又は(別表七(四)「15」) 5	円
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
計					
当	欠損金額 (別表四「52の①」)	欠損金の繰戻し額			
期	同上の				
分	うち				
	青色欠損金額				
	災害損失欠損金額 (16の③)				
【No.30】 2 欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50%相当額となっていますか。ただし、次の事業年度を除きます。 (1) 当事業年度終了の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円以下であり、かつ、一又は完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されていない外国法人である場合の事業年度 (2) 更生手続開始の決定の日等からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。) (3) 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合のその外国法人(一定の外国法人を除きます。)の事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。) また、別表一の二において、恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額から欠損金を控除していますか。					
保険金又は損害賠償金等の額		11			
差引災害により生じた損失の額 (10)－(11)		12			
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額		13			
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額		14			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 (6の③)と(13の③)－(14の③)のうち少ない金額		15			
繰越控除の対象となる欠損金額 (6の③)と(12の③)－(14の③)のうち少ない金額		16			

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度	・
年 度	・

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表八
(一)

令六・四・一以後終了事業年度分

完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (9の計)	1		非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (33の計)	4	
関連法人株式等に係る受取配当等の額 (16の計)	2		受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(20の計)+(3)×50%-(4)×(20% 又は40%)	5	
その他株式等に係る受取配当等の額 (26の計)					
受 取					
完全子法人株式等					
法 人					
本 店 の 所 在 地					計
受取配当等の額の計算期間		:	:	:	:
受 取 配 当 等 の 額	9	円	円	円	円
関 連 法 人 株 式 等					
法 人 名	10				
本 店 の 所 在 地	11				
受取配当等の額の計算期間	12				
保 有 割 合	13				
受 取 配 当 等 の 額	14				
同上のうち益金の額に算入される金額	15				
益金不算入の対象となる金額 (14)-(15)	16				
(34)が「不適用」の場合又は別表八(一) 付表「13」が「非該当」の場合 (16)×0.04	17				
支払利息等の10%相当額 ((38)×0.1)又は(別表八(一)付表 「14」)×(18)	18				
受取配当等の額から控除する支払利息等の額 (17)又は(19)	19				
そ の 他 株 式 等					
法 人 名	21				
本 店 の 所 在 地	22				
保 有 割 合	23				
受 取 配 当 等 の 額	24	円	円	円	円
同上のうち益金の額に算入される金額	25				
益金不算入の対象となる金額 (24)-(25)	26				
非 支 配 目 的 株 式 等					
法 人 名 又 は 銘 柄	27				
本 店 の 所 在 地	28				
基 準 日	29				
保 有 割 合	30				
受 取 配 当 等 の 額	31				
同上のうち益金の額に算入される金額	32				
益金不算入の対象となる金額 (31)-(32)	33				
支 払 利 子 等 の 額 の 明 細					
令 第 19 条 第 2 項 の 規 定 に よ					
当 期 に 支 払 う 利 子 等 の 額	35				
国外支配株主等に係る負債の利息等の損金不算入 額、対象純支払利息等の損金不算入額又は恒久的施 設に帰せられるべき資本に対応する負債の利息の損 金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)(二)「29」のうち多い 金額)又は(別表十七(二)(二)「34」と別表十七(二)(二)「 17」のうち多い金額)	36				

【No.32】 9 欄の金額に、完全子法人株式等に係る配当等の額に該当しないものを
含めていませんか。

【No.33】 14 欄の金額に、関連法人株式等に係る配当等の額に該当し
ないものを含めていませんか。

【No.31】 9 欄、16欄、26欄及び33欄の金額に益金不算入の対象とな
らないものの額を含めていませんか。
(例) ・公社債の利息の額
・MMF（追加型公社債投資信託）等の公社債投資信託の収益の
分配の額
・公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額（外
国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信
託（ETF）の収益の分配の額を除きます。）
・不動産投資信託の収益の分配の額
・オープン投資信託の特別分配金の額
・外国法人、特定目的会社、投資法人から受ける配当等の額
・匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額

【No.34】 24 欄の金額に、その他株式等に係る配当等の額に該当しない
ものを含めていませんか。

【No.35】 31 欄の金額に、非支配目的株式等に係る配当等の額に該
当しないものを含めていませんか。
なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信
託（ETF）の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の
対象となります。

【No.36】 35 欄の金額は、損益計算書の支払利息
（社債利息及び手形の割引料等を含みます。）の
額の合計額（別表四において、支払利息等に係る
申告調整を行っている場合、その調整後の金額）
と一致していますか。

寄附金の損金算入に関する明細書

		事 業 年 度	・	・	法人名			別表十四(二)	
		・	・					令六・四・一以後終了事業年度分	
公益法人等以外の法人の場合								公益法人等の場合	
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額 (41の計)	1		損金算入限度額	支出し長期給付事業への繰入利子額	25	円	
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2						
		その他の寄附金額	3						
		計 (1)+(2)+(3)	4						
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5						
		計 (4)+(5)	6						
	所得金額仮計	所得金額仮計 (別表四「26の①」)		7			計 (25)+(26)+(27)	28	
		寄附金支出前所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)		8			所得金額仮計 (別表四「26の①」)	29	
		同上の $\frac{2.5 \times 1.25}{100}$ 相当額		9					
		期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額 (別表五(一)「32の④」+「33の④」)		10					
		同上の月数換算額 (10) $\times \frac{1}{12}$		11					
		同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額		12					
		一般寄附金の損金算入限度額 (9)+(12) $\times \frac{1}{4}$		13					
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2)と(14)又は(16)のうち少ない金額	寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8) $\times \frac{6.25}{100}$	14		算	組合等の損金算入限度額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額	33		
		期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額の月数換算額の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額 (11) $\times \frac{2.5}{1,000}$	15			損金算入限度額 (31)、((31)と(32)のうち多い金額)又は ((31)と(33)のうち多い金額)	34		
	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 ((14)+(15)) $\times \frac{1}{2}$	16			指定寄附金等の金額 (41の計)	35			
		特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2)と(14)又は(16)のうち少ない金額	17			国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額	36		
	指定寄附金等の金額 (1)	18			(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28)-(36)	37			
	国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4)-(19)	19			損金	同上のうち損金の額に算入されない金額 (37)-(34)-(35)	38		
	損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (20)-(9)又は(13)-(17)-(18)	20			不 算 入 額	国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (36)	39	
		国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (19)	21				計 (38)+(39)	40	
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	22						
		計 (21)+(22)+(23)	23						
指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細									
寄 附 し た 日	寄 附 先	告 示 番 号	寄 附 金 の 使 途	寄 附 金 額 41					
				円					
計									
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細									
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所 在 地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額 42					
				円					
計									
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細									
支 出 し た 日	受 託 者	所 在 地	特定公益信託の名称	支 出 金 額					
				円					

旧定額法又は定額法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表十六(一)

資産細目区分	種類	1					
	構造	2					
	取得年月日	3					
	事業の用に供した年月	4					
	耐用年数	5	年	年	年	年	年
	取得価額又は製作価額	6	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
	(7)のうち償却方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	7					
	差引取得価額	8					
	(7)-(8)	9					
	帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10				
期末現在の積立金の額		11					
積立金の期中取崩額		12					
差引帳簿記載金額		13	外△	外△	外△	外△	外△
(10)-(11)-(12)		14					
損金に計上した当期償却額		15					
前期から繰り越した償却超過額		16	外	外	外	外	外
合 計		17					
(13)+(14)+(15)		18					
当期分の普通償却限度額等		平成19年3月31日以前取得分	19				
	残存価額	20					
	差引取得価額×5%	21					
	(9)× $\frac{5}{100}$	22					
	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額	23					
	(9)-(17)	24					
	旧定額法の償却率	25					
	算出償却額	26					
	(19)×(20)	27					
	増加償却額	28					
(21)×割増率	29						
計	30						
(20)+(22)+(16)-(18)	31						
算出償却額	32						
(16)≤(18)の場合	33						
(18)-1円× $\frac{60}{100}$	34						
定額法の償却額計算の基礎となる金額	35						
(9)	36						
定額法の償却率	37						
算出償却額	38						
(25)×(26)	39						
増加償却額	40						
(27)×割増率	41						
計	42						
(27)+(28)	43						
当期分の普通償却限度額等	44						
(23)、(24)又は(29)	45						
租税特別措置法適用条項	46						
特別償却限度額	47						
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	48						
合 計	49						
(30)+(32)+(33)	50						
当期償却額	51						
償却不足額	52						
(34)-(35)	53						
償却超過額	54						
(35)-(34)	55						
前期からの繰越額	56						
当期償却不足によるもの	57						
積立金取崩しによるもの	58						
差引合計翌期への繰越額	59						
(37)+(38)-(39)-(40)	60						
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	61						
((36)-(39))と(32)、(33)のうち少ない金額	62						
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	63						
差引翌期への繰越額	64						
(42)-(43)	65						
当期分の不足額	66						
当期分の不足額	67						
当期末の繰越額	68						
当期末の繰越額	69						
当期末の繰越額	70						
当期末の繰越額	71						
当期末の繰越額	72						
当期末の繰越額	73						
当期末の繰越額	74						
当期末の繰越額	75						
当期末の繰越額	76						
当期末の繰越額	77						
当期末の繰越額	78						
当期末の繰越額	79						
当期末の繰越額	80						
当期末の繰越額	81						
当期末の繰越額	82						
当期末の繰越額	83						
当期末の繰越額	84						
当期末の繰越額	85						
当期末の繰越額	86						
当期末の繰越額	87						
当期末の繰越額	88						
当期末の繰越額	89						
当期末の繰越額	90						
当期末の繰越額	91						
当期末の繰越額	92						
当期末の繰越額	93						
当期末の繰越額	94						
当期末の繰越額	95						
当期末の繰越額	96						
当期末の繰越額	97						
当期末の繰越額	98						
当期末の繰越額	99						
当期末の繰越額	100						
当期末の繰越額	101						
当期末の繰越額	102						
当期末の繰越額	103						
当期末の繰越額	104						
当期末の繰越額	105						
当期末の繰越額	106						
当期末の繰越額	107						
当期末の繰越額	108						
当期末の繰越額	109						
当期末の繰越額	110						
当期末の繰越額	111						
当期末の繰越額	112						
当期末の繰越額	113						
当期末の繰越額	114						
当期末の繰越額	115						
当期末の繰越額	116						
当期末の繰越額	117						
当期末の繰越額	118						
当期末の繰越額	119						
当期末の繰越額	120						
当期末の繰越額	121						
当期末の繰越額	122						
当期末の繰越額	123						
当期末の繰越額	124						
当期末の繰越額	125						
当期末の繰越額	126						
当期末の繰越額	127						
当期末の繰越額	128						
当期末の繰越額	129						
当期末の繰越額	130						
当期末の繰越額	131						
当期末の繰越額	132						
当期末の繰越額	133						
当期末の繰越額	134						
当期末の繰越額	135						
当期末の繰越額	136						
当期末の繰越額	137						
当期末の繰越額	138						
当期末の繰越額	139						
当期末の繰越額	140						
当期末の繰越額	141						
当期末の繰越額	142						
当期末の繰越額	143						
当期末の繰越額	144						
当期末の繰越額	145						
当期末の繰越額	146						
当期末の繰越額	147						
当期末の繰越額	148						
当期末の繰越額	149						
当期末の繰越額	150						
当期末の繰越額	151						
当期末の繰越額	152						
当期末の繰越額	153						
当期末の繰越額	154						
当期末の繰越額	155						
当期末の繰越額	156						
当期末の繰越額	157						
当期末の繰越額	158						
当期末の繰越額	159						
当期末の繰越額	160						
当期末の繰越額	161						
当期末の繰越額	162						
当期末の繰越額	163						
当期末の繰越額	164						
当期末の繰越額	165						
当期末の繰越額	166						
当期末の繰越額	167						
当期末の繰越額	168						
当期末の繰越額	169						
当期末の繰越額	170						
当期末の繰越額	171						
当期末の繰越額	172						
当期末の繰越額	173						
当期末の繰越額	174						
当期末の繰越額	175						
当期末の繰越額	176						
当期末の繰越額	177						
当期末の繰越額	178						
当期末の繰越額	179						
当期末の繰越額	180						
当期末の繰越額	181						
当期末の繰越額	182						
当期末の繰越額	183						
当期末の繰越額	184						
当期末の繰越額	185						
当期末の繰越額	186						
当期末の繰越額	187						
当期末の繰越額	188						
当期末の繰越額	189						
当期末の繰越額	190						
当期末の繰越額	191						
当期末の繰越額	192						
当期末の繰越額	193						
当期末の繰越額	194						
当期末の繰越額	195						
当期末の繰越額	196						
当期末の繰越額	197						
当期末の繰越額	198						
当期末の繰越額	199						
当期末の繰越額	200						
当期末の繰越額	201						
当期末の繰越額	202						
当期末の繰越額	203						
当期末の繰越額	204						
当期末の繰越額	205						
当期末の繰越額	206						
当期末の繰越額	207						
当期末の繰越額	208						
当期末の繰越額	209						
当期末の繰越額	210						
当期末の繰越額	211						
当期末の繰越額	212						
当期末の繰越額	213						
当期末の繰越額	214						
当期末の繰越額	215						
当期末の繰越額	216						
当期末の繰越額	217						
当期末の繰越額	218						
当期末の繰越額	219						
当期末の繰越額	220						
当期末の繰越額	221						
当期末の繰越額	222						
当期末の繰越額	223						
当期末の繰越額	224						
当期末の繰越額	225						
当期末の繰越額	226						
当期末の繰越額	227						
当期末の繰越額	228						
当期末の繰越額	229						
当期末の繰越額	230						
当期末の繰越額	231						
当期末の繰越額	232						
当期末の繰越額	233						
当期末の繰越額	234						
当期末の繰越額	235						
当期末の繰越額	236						
当期末の繰越額	237						
当期末の繰越額	238						
当期末の繰越額	239						
当期末の繰越額	240						
当期末の繰越額	241						
当期末の繰越額	242						
当期末の繰越額	243						
当期末の繰越額	244						
当期末の繰越額	245						
当期末の繰越額	246						
当期末の繰越額	247						
当期末の繰越額	248						
当期末の繰越額	249						
当期末の繰越額	250						
当期末の繰越額	251						
当期末の繰越額	252						
当期末の繰越額	253						
当期末の繰越額	254						
当期末の繰越額	255						
当期末の繰越額	256						
当期末の繰越額	257						
当期末の繰越額	258						
当期末の繰越額	259						
当期末の繰越額	260						
当期末の繰越額	261						
当期末の繰越額	262						
当期末の繰越額	263						
当期末の繰越額	264						
当期末の繰越額	265						
当期末の繰越額	266						
当期末の繰越額	267						
当期末の繰越額	268						
当期末の繰越額	269						
当期末の繰越額	270						
当期末の繰越額	271						
当期末の繰越額	272						
当期末の繰越額	273						
当期末の繰越額	274						
当期末の繰越額	275						
当期末の繰越額	276						
当期末の繰越額	277						
当期末の繰越額	278						
当期末の繰越額	279						
当期末の繰越額	280						
当期末の繰越額	281						

旧定率法又は定率法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表十六(二)

資産細区分	種類	1							
	構造	2							
	取得年月日	3							
事業の用に供した年月	事業の用に供した年月	4							
	耐用年数	5							
取得価額	取得価額又は製作価額	7							
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8							
	差引取得価額 (7) - (8)	9							
償却額計算の基礎となる額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10							
	期末現在の積立金の額	11							
	積立金の期中取崩額	12							
	差引帳簿記載金額 (10) - (11) - (12)	13	外△	外△	外△				
	損金に計上した当期償却額	14							
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	外	
	合計 (13) + (14) + (15)	16							
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額償却額計算の基礎となる金額 (16) - (17)	18							
	平成19年3月31日以前取得分 (16) > (19) の場合 差引取得価額 × 5 % (9) × $\frac{5}{100}$	19							
	旧定率法の償却率 (18) × (20)	20							
当期分の普通償却限度額等	算出償却額 (16) × (20)	21		円		円		円	円
	増加償却額 (21) × 割増率	22	(						)
	計 (21) + (22) 又は (18) - (19)	23							
	算出償却額 (19) - 1円 × $\frac{5}{60}$	24							
	定率法の償却率	25							
	調整前償却額 (18) × (25)	26							
	保証率	27							
	償却保証額 (9) × (27)	28							
	改定取得価額	29							
	(26) < (28) の場合 改定償却率 (29) × (30)	30							
当期分の償却限度額	改定償却額	31							
	増加償却額 (26) 又は (31) × 割増率	32	(						)
	計 (26) 又は (31) + (32)	33							
	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24) 又は (33)	34							
	特に償却制限を受ける償却資産又は別項適用の特例措置を受ける償却資産	35							
	特別償却限度額	36	外						
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37							
	合計 (34) + (36) + (37)	38							
	当期償却額	39							
	償却不足額 (38) - (39)	40							
償却超過額	償却超過額 (39) - (38)	41							
	前期からの繰越額	42	外						
	当期償却不足によるもの	43							
	積立金取崩しによるもの	44							
	差引合計翌期への繰越額 (41) + (42) - (43) - (44)	45							
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (40) - (43) と (36) - (37) のうち少ない金額	46							
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47							
	差引翌期への繰越額 (46) - (47)	48							
	翌期への繰越額	49							
	当期分不足額	50							
特別償却不足額	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (40) - (43) と (36) のうち少ない金額	51							
	備考								

令六・四・一以後終了事業年度分

【No.40】平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち、建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.41】中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者
に該当する場合等に、次の特別償却を適用していませんか。
(1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却
(2) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却（適用要件の緩和措置）
(3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却
(4) 被災代替資産等の特別償却（特別償却率の上乗せ特例）
(5) 特定事業継続力強化設備等の特別償却
(6) 特定地域における工業用機械等の特別償却（沖縄の離島地域等に係るもの）（中小規模法人に係る適用要件の緩和措置）

【No.42】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳又は他の特別償却を重複適用していませんか。

【No.43】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.3】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

国外関連者に関する明細書

			事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	
国外 外 関 連 者 の 名 称 等	名 称					
	本 店 の 所 在 地 又 は 事 務 所	国 名 又 は 地 所 在				
	主 たる 事 業 従 業 員 の					
	資本金の額又は出資金の額					
	特 殊 の 関 係 の 区 分		第 該 当 第 該 当 第 該 当			
	株式等の保有割合	保 有			%	%
		被 保 有			%	%
		同一の者による 国外関連者の株 式 等 の 保 有			%	%
	直 近 事 業 年 度 の 営 業 収 益 等	事 業 年 度		・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
		営 業 収 益 又 は 売 上 高		(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)
		営 業 費 用	原 価	(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)
			販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)
		営 業 利 益		(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)
		税 引 前 当 期 利 益		(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)
		利 益 剰 余 金		(百 万 円)	(百 万 円)	(百 万 円)
	国 外 関 連 者 と の 取 引 状 況 等	棚 卸 資 産 の 対 価	受 取 支 払	百万円	百万円	百万円
			算 定 方 法			
		役 務 提 供 の 対 価	受 取 支 払	百万円	百万円	百万円
			算 定 方 法			
		有 形 固 定 資 産 の 使 用 料	受 取 支 払	百万円	百万円	百万円
算 定 方 法						
無 形 資 産 の 対 価		受 取 支 払	百万円	百万円	百万円	
		算 定 方 法				
無 形 資 産 の 使 用 料		受 取 支 払	百万円	百万円	百万円	
		算 定 方 法				
貸 付 金 の 利 息 又 は 借 入 金 の 利 息		受 取 支 払	百万円	百万円	百万円	
		算 定 方 法				
事 前 確 認 の 有 無		受 取 支 払	百万円	百万円	百万円	
		算 定 方 法				
事 前 確 認 の 有 無			有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

別表十七(四)

令六・四・一以後終了事業年度分

【No.44】国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者について、「国外関連者の名称等」欄及び「国外関連者との取引状況等」欄を記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

外国法人の本店等との間の内部取引の状況等に関する明細書

			事業年度	・ ・ ・ ・	法人名				
外国営業法人収益等の等	営業収益又は売上高		(百万円)		営業利益	(百万円)		別表十七の二(三)	
	営業費用	原価	(百万円)		税引前当期利益	(百万円)			
						(百万円)			
内部で本店等取引の外国法人の名称等	名	【No.45】内部取引がある場合、自社の直近事業年度の営業収益等、内部取引の相手方である外国法人の本店等の名称等及びその内部取引の状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。							
	所在地								
外国法人の本店等との間の内部取引の状況等	棚卸資産の対価	受取	百万円		百万円	百万円		令六・四・一以後終了事業年度分	
		支払							
		算定方法							
	役務提供の対価	受取	百万円		百万円	百万円			
		支払							
		算定方法							
	有形固定資産の使用料	受取	百万円		百万円	百万円			
		支払							
		算定方法							
	無形資産の譲渡の対価	受取	百万円		百万円	百万円			
		支払							
		算定方法							
	無形資産の使用料	受取	百万円		百万円	百万円			
		支払							
		算定方法							
	貸付金の利息又は借入金の利息	受取	百万円		百万円	百万円			
		支払							
		算定方法							
		受取	百万円		百万円	百万円			
		支払							
		算定方法							
	事前確認の有無			有・無	有・無	有・無			

貸借対照表（令和7年3月31日現在）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金		支払手形	
受取手形		買掛金	
有価証券		未払費用	
短期貸付金		短期借入金	
前払費用		未払法人税等	
繰延税金資産		賞与引当金	
仕掛品		製品保証引当金	
材料		未払消費税額等	
貯蔵品		固定負債	
短期貸付金		長期借入金	
前払費用		社 債	
繰延税金資産		退職給付引当金	
その他		役員退職引当金	
貸倒引当金		繰延税金負債	
固定資産		負債合計	
有形固定資産		本店	
建物			
建物付属設備			
機械及び装置			
車両及び運搬具			
土地			
建物仮勘定			
無形固定資産			
借地権			
施設利用権			
営業権			
投資その他の資産			
投資有価証券			
長期貸付金			
前払年金費用			
貸倒引当金			
資産合計		純資産合計	
		負債及び純資産合計	

損益計算書 (自令和6年4月1日至令和7年3月31日)

科 目	金 額
営 業 収 益	
売 上 高	
営 業 費 用	
売 上 原 価	
販売費及び一般管理費	
営 業 利 益	
営 業 外 収 益	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	
経 常 利 益	
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	
特 別 損 失	
有 価 証 券 評 価 損	
減 損 損 失	
ゴルフ会員権評価損	
貸 倒 損 失	
税 引 前 当 期 純 利 益	
法人税、住民税及び事業税	
法 人 税 等 調 整 額	
当 期 純 利 益	

【No.47】 損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を別表四で加算していますか。

【No.46】 有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。

第3-(1)号様式

令和	年	月	日
			
納 税 地			
(フリガナ)			
法 人 名			
法 人 番 号			
(フリガナ)			
代表者氏名			

【No.58】法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

【No.60】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、法人税申告書別表十六(十)を添付していますか。

また、課税売上割合が 80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか(資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が 20 万円未満である場合で、損金経理をしたものを除きます。)

自 平成 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

至 令和 年 月 日

中間申告 自 平成 年 月 日

の場合の

対象期間 至 令和 年月日

この申告書による消費税の税額の計算										付 賦 課 税 の 適 用									
課 税 標 準 額	①																		
消 費 税 額	②																		
控 除 過 大 調 整 税 額	③																		
控 除	控除対象仕入税額	④																	
	返還等対価に係る税額	⑤																	
税 額	貸倒れに係る税額	⑥																	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦																	
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧																	
	差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨																	
	中 間 納 付 税 額	⑩																	
	納 付 税 額 (⑨ - ⑩)	⑪																	
	中間納付還付税額 (⑩ - ⑨)	⑫																	
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬																	
	差引納付税額	⑭																	
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮																	
	資産の譲渡等の対価の額	⑯																	
この申告書による地方消費税の課税標準となる消費税率																			
課税標準額	控除不足還付税額	⑰																	
	差 引 税 額	⑱																	
課税標準額	還 付 額	⑲																	
	納 税 額	⑳																	
	中間納付課税割額	㉑																	
	納 付 課 税 割 額 (㉑ - ㉒)	㉒																	
	中間納付還付課税割額 (㉑ - ㉒)	㉓																	
この申告書が修正申告である場合	既 確 定 課 税 割 額	㉔																	
	差 引 納 付 課 税 割 額	㉕																	
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額																			
		㉖																	

【No.48】①欄の金額は、付表2-1①のD欄、E欄(X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄)又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(⑤欄又は付表2-1若しくは2-3⑬の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。).

【No.57】⑩欄及び㉑欄の金額について、消費税及び地方消費税のそれぞれの金額の集計・配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。

【No.59】㉖欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している外国法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。).

法人用

第一表

令和五年十月一日以後終了課税期間分（一般用）

G K 0 6 0 2

3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

納 税 地	(電話番号 - -)
(フリガナ)	
法 人 名	
(フリガナ)	
代表者氏名	

整理番号	
------	--

法人用

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	☐	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	☐	附則38② 52

第二表

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

(中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日)

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課 税 標 準 額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
※申告書(第一表)の①欄へ		0 0 0 01

課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 の 合 計 額	3 % 適 用 分	②		02
	4 % 適 用 分	③		03
	6.3 % 適 用 分	④		04
	6.24 % 適 用 分	⑤		05
	7.8 % 適 用 分	⑥		06
(② ~ ⑥ の 合 計)		⑦		07
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)	6.3 % 適 用 分	⑧		11
	7.8 % 適 用 分	⑨		12
	(⑧ ・ ⑨ の 合 計)	⑩		13

【No.56】 課税売上割合が 95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ（例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等）がある場合、⑧～⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の（合計）額を記載していますか。

消 費 税 額	⑪		21
※申告書(第一表)の②欄へ			
⑪ の 内 訳	3 % 適 用 分	⑫	22
	4 % 適 用 分	⑬	23
	6.3 % 適 用 分	⑭	24
	6.24 % 適 用 分	⑮	25
	7.8 % 適 用 分	⑯	26

返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑰		31
※申告書(第一表)の⑤欄へ			
⑰の内訳	売 上 げ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑱	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲	33

地 方 消 費 税 の 課税標準となる 消 費 税 額 (注2)	(⑳ ~ ㉓ の 合 計)	㉔	41
	4 % 適 用 分	㉕	42
	6.3 % 適 用 分	㉖	43
	6.24%及び7.8% 適 用 分	㉗	44

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・ ・		氏 名 又 は 名 称	
区 分		旧 税 率 分 小 計 X	税 率 6.24 % 適 用 分 D	税 率 7.8 % 適 用 分 E	合 計 F (X+D+E)
課 税 標 準 額 ①		(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	(付表1-2の①D欄の金額) 円 000	(付表1-2の①E欄の金額) 円 000	※第二表の①欄へ 円 000
課 税 標 準 額 ① の 対 価 の 額 内 特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 課 税 消 費 税 額 ② 控 除 過 大 調 整 税 額 ③	①	(付表1-2の①X欄の金額)			
	②	(付表1-2の②X欄の金額)			
	③	(付表1-2の③X欄の金額)			
	④	(付表1-2の④X欄の金額)			
控 除 ⑤ 内 特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 税 額 ⑥ 控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦	⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			
	⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			
	⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)			
	⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)			
控 除 対 象 仕 入 税 額 ④		(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の④D欄の金額)	(付表2-1の④E欄の金額)	※第一表の④欄へ
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤		(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑤欄へ
売 上 げ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑥		(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第二表の⑥欄へ
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 税 額 ⑦		(付表1-2の⑦X欄の金額)			
貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑧		(付表1-2の⑧X欄の金額)			
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦		(付表1-2の⑦X欄の金額)			
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧		(付表1-2の⑧X欄の金額)			
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨		(付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑨E欄へ	※⑨E欄へ	
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧) ⑩					※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ
控 除 不 足 還 付 税 額 ⑪		(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
差 引 税 額 ⑫		(付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)	
合 計 差 引 地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と なる 消 費 税 額 (⑫-⑪) ⑬		(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の⑬欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ ※第二表の⑬欄へ
還 付 額 ⑭		(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)	
割 納 税 額 ⑮		(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)	
合 計 差 引 還 付 割 額 (⑮-⑭) ⑯					※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・ ・		氏 名 又 は 名 称					
区 分		税率 3 % 適用分 A		税率 4 % 適用分 B		税率 6.3 % 適用分 C		旧 税 率 分 小 計 X (A+B+C)	
課 税 標 準 額 ①		円 000		円 000		円 000		※付表1-1の①X欄へ 円 000	
① 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 内 特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 課 税 標 準 額 ②	① ・ 1	※第二表の②欄へ							
	① ・ 2	※①・2欄は、							
	②	※第二表の							
	③	(付表2-2の							
控 除 過 大 調 整 税 額 ③									
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	(付表2-2の							
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤							※付表1-1の⑤X欄へ	
	⑤ ・ 1							※付表1-1の⑤-1X欄へ	
	⑤ ・ 2	※⑤・2欄は、							
	⑥	※⑥・2欄は、							
	⑦								
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧				※①B欄へ		※①C欄へ		※付表1-1の⑧X欄へ	
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨				※①B欄へ		※①C欄へ		※付表1-1の⑨X欄へ	
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧) ⑩									
控 除 不 足 還 付 税 額 ⑪	控 除 不 足 還 付 税 額 ⑪			(⑧B欄の金額)		(⑧C欄の金額)		※付表1-1の⑪X欄へ	
	差 引 税 額 ⑫			(⑧B欄の金額)		(⑧C欄の金額)		※付表1-1の⑫X欄へ	
合 計 差 引 地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と な る 消 費 税 額 (⑫-⑪) ⑬				※第二表の②欄へ		※第二表の②欄へ		※付表1-1の⑬X欄へ	
還 付 額 ⑭	還 付 額 ⑭			(⑪B欄×25/100)		(⑪C欄×17/63)		※付表1-1の⑭X欄へ	
	納 税 額 ⑮			(⑫B欄×25/100)		(⑫C欄×17/63)		※付表1-1の⑮X欄へ	
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭) ⑯									

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・		氏 名 又 は 名 称	
区 分		税 率 6.24 % 適 用 分	税 率 7.8 % 適 用 分	合 計 C	
		A	B	(A+B)	
課 税 標 準 額 ①		円 000	円 000	円 000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額		※第二表の⑤欄へ		※第二表の①欄へ	
内 課税に係る特定課税仕入れに 係る支払対価の額	①	※①-2欄は、課税仕入れに 係る消費税額を積み上げて計算する 方法（積上げ計算）により計算して いる場合、同日以後に行った課税仕 入れに係る消費税額（仕入税額）に ついて、付表2-3⑩のA欄、B欄の 金額を適用税率ごとの取引総額を 割り戻して計算する方法（割り戻し 計算）により計算していませんか。		※第二表の⑥欄へ	
	②	※第二表の⑦欄へ		※第二表の⑦欄へ	
消費 税 額 ②		(付表2-3の②)			
控 除 過 大 調 整 税 額 ③					
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	(付表2-3の⑤A欄の金額)		(付表2-3の⑤B欄の金額)	
	返 還 等 対 価 係 数 ⑤			※第一表の④欄へ	
	⑤ 売 上 げ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤			※第二表の⑧欄へ	
	内 特 定 課 税 仕 入 れ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑨欄へ	
額	貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥				
	控 除 税 額 小 計 ⑦	(4+5+6)			
控 除 不 足 還 付 税 額 ⑧		(7-2-3)		※第一表の⑤欄へ	
差 引 税 額 ⑨		(2+3-7)		※第一表の⑥欄へ	
地 準 方 と 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控 除 不 足 還 付 税 額 ⑩	(8)		※第一表の⑦欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑩及び⑪欄へ	
	差 引 税 額 ⑪	(9)		※第一表の⑧欄へ ※第二表の⑩及び⑪欄へ	
譲 渡 割 納 税 額	還 付 額 ⑫			(10C欄×22/78) ※第一表の⑨欄へ	
	納 税 額 ⑬			(11C欄×22/78) ※第一表の⑩欄へ	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・ ・		氏 名 又 は 名 称			
項 目				税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課 税 売 上 額 (税 抜 き) ①							※付表2-1の①X欄へ
免 税 売 上 額 ②							
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額 ③							
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③) ④							(付表2-1の④計算欄の金額)
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額) ⑤							
非 課 税 売 上 額 ⑥							
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥) ⑦							
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦) ⑧							
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み) ⑨							
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑩							
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入に係る 経過措置の適用を受ける課税仕入に係る支払対価の額(税込み) ⑪							
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入に係る 経過措置により課税仕入に係る消費税額とみなされる額 ⑫							
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 ⑬							
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 ⑭							
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額 ⑮							
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ⑯							
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑫+⑭+⑮+⑯) ⑰							
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 ⑱ (⑰の金額)							
課 税 売 上 高 が 5 億 円 未 満 又 は 課 税 売 上 割 合 が 95 % 未 満 の 場 合	個 別 対 応 方 式 に 基 づ き 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 を 算 出 し 税 額 控 除 し て い ま せ ん か	⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑲					
		⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の ⑳					※付表2-1の②X欄へ
		個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 〔⑲+(⑳×④/⑦)〕 ㉑					
課 税 売 上 高 が 5 億 円 未 満 又 は 課 税 売 上 割 合 が 95 % 未 満 の 場 合	一 括 比 例 配 分 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑱×④/⑦) ㉒						
		課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ㉓					
		調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額 ㉔					※付表2-1の④X欄へ
課 税 売 上 高 が 5 億 円 未 満 又 は 課 税 売 上 割 合 が 95 % 未 満 の 場 合	居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額 ㉕						※付表2-1の⑤X欄へ
		控 除 対 象 仕 入 税 額 〔(⑱、㉑又は⑳の金額)±㉓±㉔+㉕〕がプラスの時 ㉖		※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の⑥X欄へ
		控 除 過 大 調 整 税 額 〔(⑱、㉑又は⑳の金額)±㉓±㉔+㉕〕がマイナスの時 ㉗		※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の⑥X欄へ
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ㉘		※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の⑥X欄へ		

【No.52】 令和5年10月1日以後に行
譲渡等に係る課税標準額に対する消
額)について、付表1-2②のA欄、
額を適格請求書に記載のある消費
計算する方法(積上げ計算)により計
同日以後に行った課税仕入れに係る
額)について、⑩のA欄、B欄、C欄
率ごとの取引総額を割り戻して計算
計算)により計算していませんか。

【No.53】 令和5年10月1日以後に行
れに係る消費税額(仕入税額)につい
B欄、C欄の金額を適格請求書に記
額を積み上げて計算する方法(積上
計算している場合、適格請求書発行
から行った課税仕入れに係る税額控
過措置の適用を受ける仕入税額につ
欄、B欄、C欄の金額を適用税率ご
割り戻して計算する方法(割戻し計
していませんか。

【No.54】課税売上高が5億円超又は課税売
未満であるにもかかわらず、課税仕入れに
を全額控除していませんか。

【No.52】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、付表1-2②のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入に係る消費税額（仕入税額）について、⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.53】 令和5年10月1日以後に行った課税仕入に係る消費税額（仕入税額）について、⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入に係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、⑫のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割り戻し計算）により計算していませんか。

【No.54】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入に係る消費税額を全額控除していませんか。

注 意
1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率の適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
3 ①、②及び③のX欄は、付表2-1のX欄を計算した後に記載する。
4 ③、④及び⑤のX欄には、繰引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。
5 ④及び⑤の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

